

5 森推鳥第 204 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定します。

令和 5 年 10 月 30 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

(1) 区域

茅野市米沢地籍（通称伊那丸台）の茅野市と諏訪市の市界と市道 I B 1900 号線との交点を起点とし、同点から同市道を南東進し、カシガリ山へ通じる歩道との交点に至り、同点から同歩道を南進し、カシガリ山山頂に至り、同点から市道 I B 1984 号線へ通じる歩道を南進し、市道 I B 1984 号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道 I B 1900 号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、作業道藤原唐沢線との交点に至り、同点から同作業道を西進し、作業道モツキ線との交点に至り、同点から同作業道を南西進し、林道米沢霧ヶ峰 1 号線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、通称消防道路との交点に至り、同点から同道路を西進し、茅野市と諏訪市の市界との接点に至り、同点から同市界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 800 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで

森林づくり推進課 鳥獣対策室